

令和8年度 那覇市保育所入所選考基準表

【基本指数】

No	要件	細目	基本	父	母	備考
1	就 労	月160時間以上	30			・就労証明書(指定様式2)で確認。 ・挙証資料(①税申告書②営業許可証③開業届(開業年のみ) ④青色事業専従者給与に関する届出書のいずれか写し一つ) ・No7の要件(就学・職業訓練)にも該当する場合はそれぞれの時間を合算した時間で点数を計上し、拘束時間の長い方を要件事由とする。(No1・7の要件の点数の合計ではない) ・市外(県外・海外)で就労の場合も、市内と同様に点数を付す。
		月140時間以上160時間未満	26			
		月120時間以上140時間未満	22			
		月90時間以上120時間未満	19			
		月64時間以上90時間未満	15			
2	妊娠・産後期	申込時点で採用予定である	15			・就労証明書(指定様式2)で確認。 ・挙証資料(①税申告書②営業許可証③開業届(開業年のみ) ④青色事業専従者給与に関する届出書のいずれか写し一つ) ・No7の要件(就学・職業訓練)にも該当する場合はそれぞれの時間を合算した時間で点数を計上し、拘束時間の長い方を要件事由とする。(No1・7の要件の点数の合計ではない) ・市外(県外・海外)で就労の場合も、市内と同様に点数を付す。
		自営業で挙証資料の提出が確認できない場合	9			
3	病 気・障害等	妊娠中～産後4か月の属する月の末日までに間にある	23			・4か月の数え方は「生まれた日の属する月の翌月から数えて4か月」(例)4月1日出生の場合、5月から8月までの4カ月間
		多胎妊娠 上記以外	18			
4	同居親族の看護・介護	診断書 入院中(1か月以上)または常時寝たきり状態で保育をすることができない 通院治療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難 上記以外で通院治療が必要であり、保育に支障がある	32 23 12			・診断書(保護者用)(指定様式3)で確認。 ・手帳…所持している障害者手帳等による。 身体手帳…身体障害者手帳 精神手帳…精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 ・障害年金…受給している年金の等級による(年金証書にて確認)
		手帳 身体手帳1・2級 / 精神手帳1級 / 療育手帳A1・A2 / 障害年金1級 身体手帳3級 / 精神手帳2級 / 療育手帳B1 / 障害年金2級 身体手帳4級以下 / 精神手帳3級 / 療育手帳B2	30 23 12			
		看護介護証明書 日常生活全般に動作能力が低下しており、介助なしでの生活は困難 歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などにほぼ全面的な介助が必要 歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介助が必要 歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介助が必要 精神的な疾患により情動がきわめて不安定なため常時の看護が必要 精神的な疾患により情動が不安定なため一部の看護が必要	30 23 15 9 30 15			
		介護認定 要介護4,5 要介護3 要介護2 要介護1	30 23 15 9			
		付き添い 通院や通学に必要な付き添い時間が月64時間以上であることを常態とする	15			
5	復旧活動	1か月を超える期間、震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たる場合	※			・同居する親族の看護・介護を行う場合 (64歳以下の方)看護介護証明書(指定様式4)により確認。 (65歳以上の方)介護保険被保険者証により確認。 ・同居していない親族の看護・介護は対象外。 ・要支援は適用外。
6	求 職 中	求職活動または起業準備を行っている場合	9			・付添いの必要量(1日あたりの時間・月あたりの日数)についての病院や学校による証明が必要。送迎のみでは対象とならない。 ※罹災したことが分かる資料で判断する
7	就 学・職業訓練	①学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校およびこれらに準ずる教育施設に在学している ②公共職業能力開発施設で行う職業訓練等を受けている	月160時間以上 月140時間以上160時間未満 月120時間以上140時間未満 月90時間以上120時間未満 月90時間未満	26 22 18 15 12		・在学証明書と、時間割などの資料が必要。 ・就労に繋がらないいわゆる「お稽古事」は不可。
		申込時点で就学予定 上記学校で、通信制の場合	12 9			
8	虐 待 D V	児童虐待を回避する上で保育が必要との通知がある場合 DV被害のため保育が困難である場合	※ ※			・優先利用事項。対応可能な園で調整。 ・就労証明書(指定様式2)育休期間の記載が必要。
9	育 休	育休対象児以外の児童の申込み	15			・みなし育休対象児の親子健康手帳(表紙、出生届出済証明ページ)の写し
10	みなし育休	みなし育休対象児以外の児童の申込み	7			

【調整指数】

区分	内容	調整	父	母	備考
就 労 等	市内または市外の認可保育所・こども園で就労中、または採用予定 ※認可外は対象外	保育士等(※) 子育て支援員	+50 +20		・就労証明書に加え、保育士証または免許状で確認する。 子育て支援員は、支援員研修修了証書で確認する。 ※特例により保育士とみなす幼・小・養護教諭、看護師、保健師を含む。
	育児休業から復帰予定 ※入所した翌月1日までに復帰すること、翌月1日が勤務先の休みに当たる場合は、翌営業日 ※育児復帰加点のうえ内定した場合、その後の転所申込では育児復帰加点を認めない		+9		・父母とも育休取得している場合は、どちらか一方のみ適用。 ・就労証明書で復職予定を確認する。
	月64時間以上就労し、かつ障害者手帳を所持している		+5		・手帳による基本指数の方が高く、障害が要件となる場合にも適用する。
	保護者の一方が、単身赴任等で県外・離島で就労している		+5		・別住者の就労証明書の就労先住所で確認する。
	希望する園に入所できない場合は、育休延長も許可できる		-500		
保 護 者	ひとり親世帯		+50		・児童扶養手当受給者証、戸籍謄本等で確認する。 ・離婚調停が不調に終わっている場合も別居継続中と確認できれば適用する。
	ひとり親世帯とみなす場合(離婚調停中、拘留等)		+35		
	18歳以下の出産(平成19年4月2日以降に生まれた人)		+15		
	生活保護受給中である		+3		・受給証明(世帯全員の記載があるもの)で確認する。
児 童	発達支援保育対象児童である		※		・優先利用事項。対応可能な園で調整。
	地域型保育園の卒園児が引き続き、保育施設入所を希望する		+100		・優先利用事項。第1希望が連携施設の場合さらに300点を加点する。
	認可外保育施設等に在園している (※育児休業から復帰予定の場合は適用しない。保護者両方が申込時点で就労中、病気障害、看護介護、就学中の場合に適用する)		+11		・在園証明書で確認する。 ・認可外加点のうえ内定した場合、その後の転所申込では認可外加点を認めない。
	きょうだいが在園中の園を第1希望にしている (※在園中のきょうだいが卒園・転園予定・転園申込中の場合は適用しない)		+7		・第1希望の園の選考点のみ加点する。
	きょうだい2名以上で同時に同園へ入所・転所申込する場合		+6		・申込児童同時同園の場合それぞれに6点を加点する。 ただし、きょうだい加点が適用されている場合は非該当。
世 帯	申込児童のきょうだい(中学生以下)が発達支援保育の対象、または障がい児である		+5		・障がいは障害者手帳等で確認する。生計が別のきょうだいは対象外。
	社会的養護が必要な児童(里親家庭など)		+300		・優先利用事項。
	父母不在のため、祖父母等が保育している		+70		・父母不在の確認ができるものが必要。祖父母等の要件不要。
	過年度の保育料に滞納がある		-20		

選考点数

(父)基本	点	+	(母)基本	点	+	調整指数	点	=	合計	点
-------	---	---	-------	---	---	------	---	---	----	---

点数の変更

月選考から	点	理由:
-------	---	-----